

国家戦略特区の 具体的成果と新たな目標

1次指定 <平成26年3月28日決定>

2次指定 <平成27年3月19日決定>
【地方創生特区】

3次指定 <平成27年12月15日決定>
【地方創生特区 第2弾】

関西圏

(大阪府、兵庫県、京都府)
医療等イノベーション拠点、
チャレンジ人材支援

養父市

中山間地農業の改革拠点

広島県・今治市

国際交流・ビッグデータ活用 特区

沖縄県

国際観光拠点

新潟市

大規模農業の改革拠点

愛知県

「産業の担い手育成」のための教育・雇用・農業等の総合改革拠点

仙北市

「農林・医療の交流」のための改革拠点

仙台市

「女性活躍・社会起業」のための改革拠点

東京圏

(東京都、神奈川県、千葉市及び成田市)
国際ビジネス、イノベーションの拠点、
「近未来技術実証・多文化都市」の構築

福岡市・北九州市

創業のための雇用改革拠点、
高齢者の活躍や介護サービスの充実による
人口減少・高齢化社会への対応



平成 28年 9月 9日

内閣府 地方創生推進事務局

国家戦略特区における主な規制改革事項等の実現時期

規制改革事項名		政府決定(成長戦略等): ○ 措置: ◎ 初の自治体による活用: ●				初の活用自治体
		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	
		集中取組期間			集中改革強化期間	
都市・創業・外国人材・観光	都市計画の迅速化	○	◎	●		東京都
	開業ワンストップセンター		○	●	◎	東京都
	公証人の役場外の定款認証		○	◎	●	東京都
	家事支援外国人材の受入れ		○	◎	●	神奈川県
	民泊(宿泊可能な住宅解禁)	○	◎	●		東京都(大田区)
	過疎地等での自家用自動車の活用拡大			○	◎	-
医療・保育	外国医師の受入れ	○	◎	●		東京都
	病床数の特例	○	◎	●		兵庫県
	保険外併用療養(先進医療の承認迅速化)	○	◎	●		大阪府、京都府
	革新的医療機器の開発迅速化			○	◎	大阪府
	医学部の新設	○		◎	●	成田市
	地域限定保育士(年2回目の試験実施)		○	◎	●	神奈川県、成田市、大阪府、沖縄県、仙台市
	都市公園内の保育所設置		○	◎	●	東京都
	テレビ電話による服薬指導の特例			○	◎	-
雇用・教育	雇用労働相談センター(雇用条件の明確化)	○	◎	●		福岡市
	公設民営学校の解禁	○		◎	●	愛知県
農林	農業委員会と市との業務見直し	○	◎	●		養父市
	農業生産法人の役員要件緩和	○	◎	●		新潟市
	信用保証の農業への適用	○	◎	●		新潟市、養父市
	国有林野の貸付拡大		○	◎	●	仙北市
	農家レストランの農用地区域内の設置の容認	○	◎	●		新潟市
	企業による農地取得の特例		○		◎	-

都市再生プロジェクト (都市再生の手續迅速化)

合計28プロジェクト全体で、**約10兆円の経済波及効果**を見込む

認定済みの10事業で約2.5兆円（平成27年度末時点）

- ① 大手町一丁目
- ② 大手町（常盤橋）
- ③ 日本橋兜町・茅場町一丁目
- ④ 八重洲一丁目6
- ⑤ 八重洲二丁目1
- ⑥ 八重洲二丁目中
- ⑦ 有楽町駅周辺
- ⑧ 日比谷
- ⑨ 虎ノ門一、二丁目
- ⑩ 虎ノ門一丁目
- ⑪ 日比谷新駅
- ⑫ 虎ノ門四丁目
- ⑬ 愛宕
- ⑭ 虎ノ門・麻布台
- ⑮ 六本木五丁目
- ⑯ 竹芝
- ⑰ 芝浦一丁目
- ⑱ 三田三、四丁目
- ⑲ 品川駅周辺
- ⑳ 臨海副都心有明
- ㉑ 羽田空港跡地
- ㉒ 西新宿二丁目
- ㉓ 八重洲一丁目北
- ㉔ 日本橋一丁目中
- ㉕ 日本橋一丁目東
- ㉖ 八重洲二丁目南
- ㉗ 豊島区庁舎跡地
- ㉘ 浜松町二丁目

㉗ 豊島区庁舎跡地
国際的な文化・情報発信、賑わい
及びビジネス交流の拠点整備

中池袋公園を囲む
にぎわいイメージ

⑫ 虎ノ門四丁目

- ・外国人向け生活支援の充実
(多言語対応生活インシチュ、多
言語対応医療機能、サービスパート
メント)
- ・産業の育成・海外展開支援機能
の導入

㉐ 臨海副都心有明
東京ビッグサイト、医療機関に近接
し、保育施設や訪日外国人対応の
サービスアパートメント、アフターコン
ベンション施設を整備

羽田空港跡地

- : 今回の認定プロジェクト
(平成28年8月31日区域会議)
- : 進行中のプロジェクト
- : 認定済みのプロジェクト

(積算根拠：総務省による産業連関表を活用し、国交省の協力を得て東京都算出)

- ・外資系企業、国内ベンチャー企業等の開業を促進するため、JETRO本部内（アーク森ビル）に開設し、国と都が共同で運営。
- ・公証人による定款認証、登記、税務、年金・社会保険、在留資格認定証明書等の法人設立に係る手続きを集約化。
- ・ブースには、各省庁及び都が相談員を派遣し、申請文書等の作成支援・受付等を行っている。

実績（平成27年度末時点）

①利用者数

830名（1日平均3.4名）

②利用件数

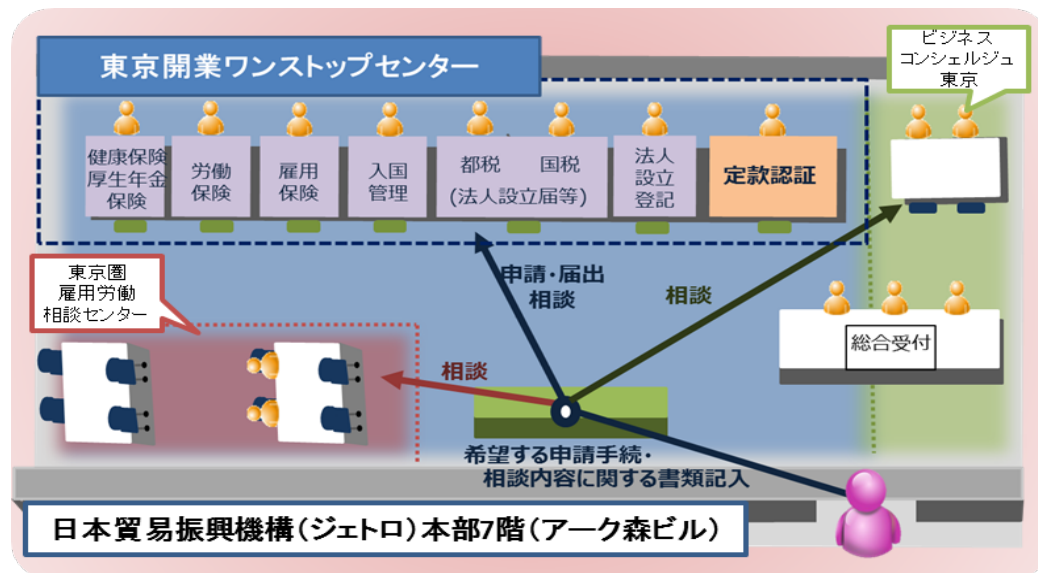
1,741件

（登記400件、税務346件、健康保険272件等）

③申請件数

51件

（定款22件、入国管理16件、都税11件、その他2件）

平成27年3月31日（火）
開所式

活用する規制改革

現状

家事支援活動を行う外国人は、外交官や高度外国人材などが雇用する場合しか、入国・在留が認められない

見直し後

第三者管理協議会※による管理の下、家事支援サービス企業に雇用される外国人の入国・在留を可能とする

※自治体と関係行政機関により構成する協議会

効果

女性の活躍推進や、家事支援ニーズへの対応

具体的事業



- 実施区域 **神奈川県内全域、大阪市**
 - 実施時期 **神奈川県：平成28年3月**
(協議会設置) **大阪市：平成28年6月**
 - 業務範囲 **炊事、洗濯、掃除、買い物、**
児童の日常生活上の世話等
- 平成28年9月9日時点
- 受入企業 **神奈川県：4事業者**
大阪市：2事業者

女性の活躍、
家事負担軽減



<大田区>

平成27年10月20日 区域計画認定
 同 年12月7日 関連条例制定
 平成28年1月25日 東京都都市再生分科会
 （関連規則・ガイドライン決定）
 同 年1月29日 事業者受付開始
 同 年2月12日 事業開始（2件認定）

（9月9日時点）

- ・ 申請 25施設 59室、認定 23施設 57室
- ・ 18事業者（うち個人5人）
- ・ 滞在実績：83件、延べ 845日、
199人（うち外国人 97人）

<大阪府>

平成27年10月27日 関連条例制定
 同 年12月15日 区域計画認定
 （※住宅専用地域においても事業実施可能な
 5自治体を含む、33自治体で実施）
 平成28年4月1日 事業者受付開始
 5月19日 池田市を、上記計画に追加

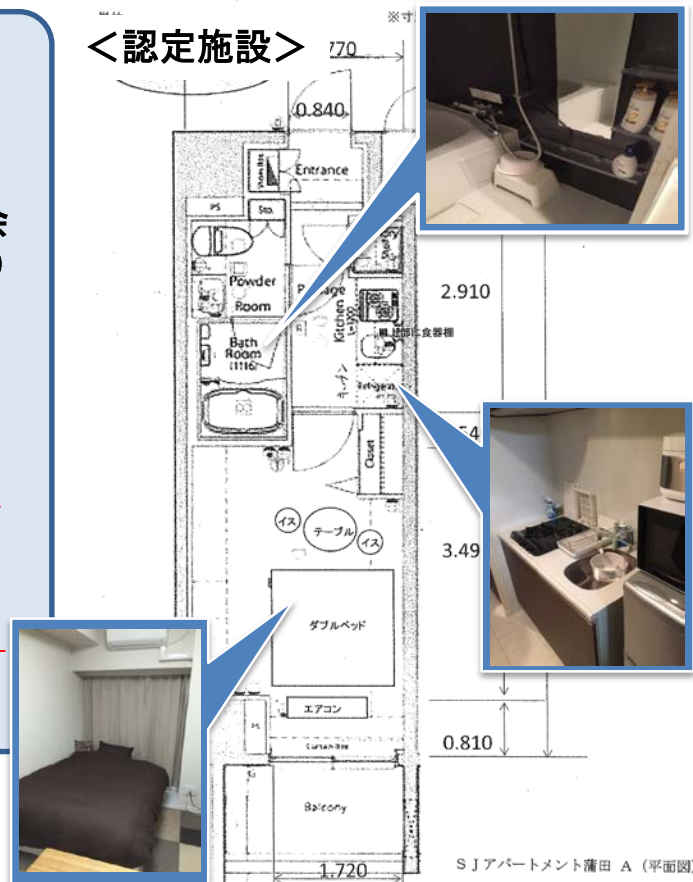
（9月9日時点）

- ・ 申請 4施設 6室（大東市、門真市、藤井寺市、守口市）
認定 4施設 6室（大東市、門真市、藤井寺市、守口市）
 滞在実績：3件、延べ 27日、
 9人（うち外国人 7人）

<大阪市>

平成28年1月15日 関連条例制定
 同 年4月13日 区域計画認定
 同 年10月頃 事業開始予定

<認定施設>



S J アパート 蒲田 A

【概況】

- ・ 住所：大田区西蒲田 8-4-2
- ・ 住居タイプ：共同住宅
- ・ 面積：26.1㎡
- ・ 定員：3名
- ・ 築1年（新築）
- ・ JR蒲田駅から徒歩2分の立地
- ・ 主にビジネス客用
- ・ 宿泊料：1泊1組9,980円
- ・ 物件オーナーは、不動産投資家

特徴等

○旅館組合と密接に連携

組合所属の近隣ホテルと業務提携を行い、鍵の受渡しや本人確認を対面で実施

○協力的な管理組合・管理会社

民泊を推進することで合意。近隣対応にも協力的

課題となっている要件

①日数要件

最低利用日数：7日から10日までにおいて条例で定める期間以上

②面積要件

最低床面積：一居室の床面積は、原則、25平方メートル以上
（但し、例外も認められている）

医療規制改革

保険外併用療養の特例 (先進医療の承認迅速化)

先進医療については、申請から提供まで、これまで6か月の期間を要したが、特区で3か月に短縮。(東京圏、関西圏、愛知県、福岡市、仙台市にて活用)

大阪大学の事業では、心不全の治療薬を肺がんの治療薬に適応外使用する事例で、**期間を通常の3分の1の2か月に短縮、患者負担も、230万円から70万円と3分の1に減少。**

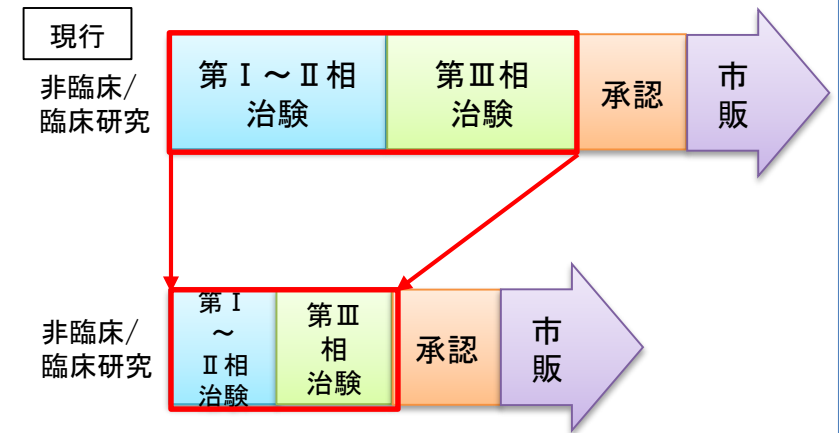
病床数の特例

病床過剰地域においても、**最先端医療を提供する医療機関に対して、必要な病床の増床**を許可。
世界トップクラスの国際医療拠点を形成。

東京圏(79床)、関西圏(30床)、
福岡市(6床)、沖縄県(18床)
合計 130床以上を許可

革新的医療機器の開発迅速化

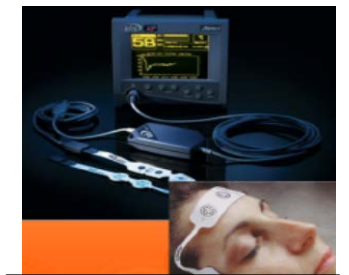
治験期間短縮のため、「革新的医療機器」について、**開発初期から、集中的に助言・指導**を実施。(東京圏、関西圏、仙台市にて活用)



<想定される主な医療機器>



新素材人工
神経・血管



脳波等を利用した
診断機器

活用する規制改革

現状

※文部科学省告示

医師の養成数を抑制するため、昭和54年の琉球大学以来、新設は認められていない

見直し後

平成27年7月31日に内閣府・文部科学省・厚生労働省で定めた「方針」に基づき、新設を認める

効果

- ・国際的な医療人材の育成
- ・最高水準の医療サービスの提供

具体的事業

< 新設される「国際医療福祉大学医学部」の特徴 >

- 平成29年4月開設予定（我が国では**38年ぶり**の新設）
- 入学定員140名のうち**20名は留学生**（国際枠）
- 教員200名以上で、**外国人教員は10名以上**
- 臨床実習期間は、世界医学教育連盟の基準（2年）を大幅に上回る**90週を確保**
- 大多数科目において**英語での授業を導入**
- 全学生が、**海外での臨床実習を最低4週間実施**

< 事業の効果 >

- ① **医療産業の集積と輸出**の拡大
- ② **医療ツーリズム**の拡大
- ③ 国際的な医療人材の流入・育成
- ④ 国際的な医療学会等の開催



- 建設に伴う経済波及効果 **約860億円**
- 消費に伴う経済波及効果 **約210億円（年間）**

地域限定保育士 (年2回目の試験実施)

(児童福祉法の特例 特区法第12条の4)

活用する規制改革

現状

- ・保育士試験は、毎年1回都道府県が実施
- ・年2回の実施を通知するもインセンティブが働かず、実施されない



見直し後

- ・2回目の保育士試験を促す仕組みとして、3年間は当該区域内のみ有効の「地域限定保育士」制度を創設
- ・都道府県が2回目の試験を実施しない場合、政令市が地域限定保育士試験を実施することを可能に



効果

保育士候補の掘り起しを推進

具体的事業

保育士確保が難しい状況を解消するため、保育士試験を年2回行う仕組みを構築



地域限定保育士 (平成27年度実施)

	受験者数	合格者数
神奈川県	5,442人	1,330人
成田市	1,343人	249人
大阪府	3,237人	727人
沖縄県	523人	78人
合計	10,545人	2,384人



全国 (通常試験)

受験者数 67,504人
 合格者数 23,165人
 ※地域限定含む



地域限定保育士の合格者数(2,384人)は、全国の合格者の1割以上



保育士候補の掘り起しに高い効果

地域限定保育士試験がきっかけとなり、平成28年度は、全国的に通常試験が年2回に

活用する規制改革

現状

都市公園内の占有は、電柱、電線、水道管等しか認められていない

見直し後

保育所等の社会福祉施設について、都市公園内の占有を認める

効果

保育等の福祉サービスの需要に対応し、女性等が活躍できる社会を構築

具体的事業

都市公園内に保育所等 (社会福祉施設) を設置



○認定事業と設置予定

- ・東京都立汐入公園 : 平成29年4月
- ・東京都立祖師谷公園 : 平成29年4月
- ・東京都立蘆花恒春園 : 平成29年4月
- ・品川区立西大井広場公園 : 平成29年4月
- ・横浜市立反町公園 : 平成29年4月

○東京都荒川区「都立汐入公園」



定員：162人(0～5歳児対象)
 実施主体：社会福祉法人三樹会
 占用面積：約1,500㎡



完成イメージ

- **新規開業直後の企業及びグローバル企業等**が、我が国の雇用ルールを的確に理解し、**予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、「雇用労働相談センター」を設置**
- 裁判例の分析・類型化による**「雇用指針」を活用し**、個別労働関係紛争の未然防止、予見可能性の向上を図る
- 福岡市、関西圏、東京圏、新潟市、愛知県、仙台市、広島県（今秋予定）の全国7か所に設置

＜取組紹介＞ 福岡市 雇用労働相談センター

開設日：平成26年11月29日

（平成27年度末までの相談件数：1,274件 / **1日平均3件以上**）

場 所：TSUTAYA BOOK STORE TENJIN 3階（福岡市中央区中泉1-20-17）

スタートアップしたい人」と「スタートアップを応援したい人」の交流の場として、福岡市がオープンした『**スタートアップカフェ**』に**併設**する場所に設置。

特 徴：

- ・ TSUTAYA内に設置され、カフェ片手に気軽に立ち寄ることができる。
- ・ 『雇用労働相談センター』の「雇用」と『スタートアップカフェ』の「創業」の相乗効果。
- ・ 予約不要・無料で常駐の弁護士から雇用に関する相談・助言を受けられる。



TSUTAYA内に設置



スタートアップカフェと併設



予約不要・無料

愛知総合工科高等学校

- 平成28年4月に開校（名古屋市）
- 平成29年4月から専攻科を民営化**
（20人×2学級、2年制）
- 平成28年5月10日に指定管理法人の公募を開始
- 平成28年7月27日に「**学校法人名城大学**」を
指定管理法人候補法人に選定

運営組織

校長

本科

公設公営で運営

責任者
(民間人を登用)

専攻科

公設**民営**で運営

- ・ **実践的な知識や経験を有する民間人材から生徒が直接指導**
- ・ **産業現場のリーダーに求められる力を身に付けることが可能に**

農業委員会と市の業務見直し (平成26年9月9日認定)

農地の権利移動の許可事務を市が行うことによって、事務処理期間を短縮

農業生産法人の要件緩和 (平成27年1月27日、9月9日認定)

【平成28年4月から全国措置】

法人の農社業に従事する役員が1人いれば、農業生産法人とみなす

農業への信用保証制度の適用 (平成27年1月27日認定)

農業資金でも信用保証協会の保証を受け入れるようにする

養父市における特区指定の効果

○ **農地の流動化を促進**

・事務処理期間を **26日** (平成26年度平均)

→ **13日** に短縮 (平成27年度平均)

・件数が **35件 (5.9ha)** (平成26年度)

→ **64件 (13.5ha)** (平成27年度) に増加

○ **養父市外からの企業参入**

これまでの10年で **4社のみ**

→ 指定後、1年半で **10社** に
(平成26年5月～平成27年11月)

更なる規制改革の実現に向けて…

企業による農地取得の特例

(改正国家戦略特別区域法 平成28年5月27日成立)

これまでの出資・事業要件等を満たさなくとも、
一定の要件の下、企業が農地を所有し営農する
ことが可能に

農業の担い手の確保、遊休農地の発生
防止・解消による農地の効率的な利用



活用する規制改革

現状

農用区域内では、原則として農家レストランの設置を含め、農地は転用できない。

見直し後

農家レストランを農用区域内に設置を可能とする。

下記を主たる材料として調理、提供

- ・農業者が自己の生産する農畜産物
- ・同一市町村内で生産される農畜産物

効果

- ・6次産業化の推進
- ・所得向上
- ・雇用の確保

新潟市の例

特区を活用して、農用区域内で農家レストラン「ラ・トラットリア・エストルト」を今年5月にオープン。

(有)高儀農場にて生産しているフルーツマトや越後姫(いちご)などの自社生産の野菜等や、地元の食材を使った米粉パスタ、おにぎりなどを提供している。



平成28年5月22日石破前大臣視察の様子

その他の農家レストラン

(有)フジタファーム (28年3月オープン)

市内産牛肉を提供するステーキレストラン。

Bisteccaはイタリア語で「ステーキ」の意味

(有)ワイエスアグリプラント(28年5月オープン)

自社のイチゴ等の農産物を使用したスイーツカフェ

規制改革事項

都市再生 / 創業 / 外国人材 / 観光 (28)	<p>容積率・都市計画ワンストップ(8) 都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し</p> <p>エリアマネジメント エリアマネジメントの民間開放(道路の占用基準の緩和)</p> <p>航空法 航空法の高さ制限に係る特例</p> <p>汚染土壌 汚染土壌搬出時認定調査の調査対象項目を限定</p> <p>開業ワンストップ 外国人を含めた起業・開業促進のための各種申請ワンストップセンターの設置</p> <p>公証人 公証人の公証役場外における定款認証</p> <p>空港アクセス 空港アクセスの改善に向けたバス関連規制の緩和</p> <p>公社管理道路(構造改革特区) 民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能化</p> <p>官民人材(2) 官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化</p> <p>NPO NPO法人の設立手続きの迅速化</p> <p>随意契約 地方公共団体による新規性等のあるサービスに係る随意契約要件の緩和</p> <p>家事支援外国人材 外国人家事支援人材の活用</p> <p>クールジャパン外国人材 クールジャパン外国人材の受入れ促進</p> <p>旅館業法 滞在施設の旅館業法の適用除外</p> <p>旅館業(宅建法) 旅館業法の特例対象施設における重要事項説明義務がないことの明確化</p> <p>古民家(旅館) 古民家等の歴史的建築物に関する旅館業法の適用除外など</p> <p>古民家(建築) 古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外</p> <p>古民家(消防) 古民家等の歴史的建築物の活用のための消防用設備等の基準の適用除外の明確化</p> <p>自家用自動車 過疎地等での自家用自動車の活用拡大</p> <p>出入国手続き 民間と連携した出入国手続き等の迅速化</p>	医療 / 介護 / 保育 (10)	<p>外国医師 国際医療拠点における外国医師の診察・外国看護師の業務解禁</p> <p>臨床修練 臨床修練制度の拡充(年限等の緩和・診療所での単独実施)</p> <p>病床 病床規制の特例による病床の新設・増床の容認</p> <p>保険外併用 保険外併用療養の拡充</p> <p>医学部 医学部の新設</p> <p>医療法人 医療法人の理事長要件の見直し</p> <p>粒子線 粒子線治療の研修に係る出入国管理及び難民認定法施行規則の特例</p> <p>iPS iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁</p> <p>遠隔服薬指導 テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例</p>	雇用 / 教育 (6)	<p>雇用条件 雇用条件の明確化のための雇用労働相談センターの設置</p> <p>有期雇用 有期雇用の特例</p> <p>シルバー人材 農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化</p> <p>障がい者雇用 障がい者雇用に係る雇用率算定の特例拡充</p> <p>公設民営学校 公立学校運営の民間への開放(公設民営学校の設置)</p> <p>シニア・ハローワーク(構造改革特区) 高齢者等に対する重点的な就職支援</p>
	農林水産 (13)	医療 / 介護 / 保育 (9)	<p>医療機器相談 特区薬事戦略相談制度の創設等による革新的医療機器の開発迅速化</p> <p>遠隔診療 遠隔診療に係る要件の明確化</p> <p>在宅医療(16kmルール) 在宅医療に係る保険適用の柔軟化</p> <p>予防医療ビジネス 予防医療ビジネスの推進(検体測定室における採血行為での医行為の明確化)</p> <p>医療機器品質保証責任者 医療機器製造販売業における品質保証責任者の資格要件の緩和</p> <p>ユニット型指定介護 ユニット型指定介護老人福祉施設設備基準に関する特例</p> <p>地域限定保育士 「地域限定保育士」の創設(政令市による当該保育士試験の実施を含む)</p> <p>都市公園保育所 都市公園内における保育所設置の解禁</p> <p>小規模認可保育所 小規模認可保育所に対する「バリアフリー法」の適合免除の明確化</p>	農林水産 (13)	<p>農業委員会 農業委員会と市町村の事務分担</p> <p>農業生産法人 農業生産法人6次産業化推進等のための要件緩和</p> <p>企業農地取得 企業による農地取得の特例</p> <p>信用保証 農業への信用保証制度の適用</p> <p>農家レストラン 農家レストランの農用地区域内の設置の容認</p> <p>インターネット酒類販売 通信販売酒類小売業に係る販売酒類の要件緩和</p> <p>有害鳥獣捕獲許可 有害鳥獣捕獲許可権限の市町村への移管</p> <p>国有林野(面積) 国有林野の賃付面積の拡大</p> <p>国有林野(賃付対象) 国有林野の賃付等に関する対象者の拡大</p> <p>漁業生産組合 漁業生産組合の設立要件の緩和</p> <p>中山間地域等補助金 中山間地域等直接支払交付金の返還免除</p> <p>農地中間管理 農地中間管理事業に関する事務手続の円滑化</p> <p>補助財産 農林水産省における補助対象財産の処分に係る承認基準の明確化</p>
	技術 / 近未来 (2)			技術 / 近未来 (2)	<p>特定実験試験局 電波に係る免許発給までの手続きを大幅に短縮</p> <p>農業散布 ドローンによる農業散布時の手続き要件の明確化</p>

国家戦略特区の新たな目標

「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日 閣議決定）

国家戦略特区の「第二ステージ」を加速的に推進するため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会も視野に平成32年（2020年）を睨みつつ、また、「戦後最大の名目GDP600兆円」を達成するため、来年度末までの2年間で「集中改革強化期間」として、以下の取組を「新たな目標」として設定することにより、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげる。

① 残された「岩盤規制」の改革

経済社会情勢の変化の中で民間が創意工夫を発揮する上での障害となってきたにもかかわらず永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」について、国家戦略特区による規制・制度改革の突破口を開く。

具体的には、当面、例えば以下を重点的に取り組むべき分野・事項として、規制改革事項の追加や深掘りに加え、必要な指定区域の追加や、改革事項を活用した具体的事業の「可視化」などについて、一層の加速的推進を図る。

- ・幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進
- ・公共施設等運営権方式の活用等による「インバウンド」の推進
- ・幅広い分野における「シェアリングエコノミー」の推進
- ・幅広い分野における事業主体間の「イコールフットイング」の実現
- ・特にグローバル・新規企業等における「多様な働き方」の推進
- ・地方創生に寄与する「第一次産業」や「観光」分野等の改革 など

② 事業実現のための「窓口」機能の強化

また、全国各地の民間事業者や地方自治体が直面している制度面での阻害要因について、結果として国家戦略特区における措置とならないもの（全国的措置や構造改革特区における措置に加え、現行制度において実現が可能であることの確認等）を含め、一つ一つの具体的なニーズに常時・網羅的に対応し、あらゆる事業の実現を図るための「窓口（ゲートウェイ）」としての機能について、経済団体等とのより密接な連携のもと、一層の強化を図る。